

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A - 1 次の記述は、船舶局等の免許の承継に関する電波法（第20条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局のある船舶又は無線設備が A 若しくはレーダーのみの無線局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を B に変更があったときは、変更後船舶を B は、免許人の地位を承継する。

の規定は、航空機局若しくは航空機地球局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）のある航空機又は無線設備がレーダーのみの無線局のある航空機に準用する。

及び の規定により免許人の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を総務大臣に C なければならない。

A	B	C
1 送信設備及び受信設備	所有する者	届け出
2 送信設備及び受信設備	運行する者	申し出て検査を受け
3 遭難自動通報設備	所有する者	申し出て検査を受け
4 遭難自動通報設備	運行する者	届け出

A - 2 次の記述は、変更検査について、電波法（第18条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

第17条（変更等の許可）第1項の規定により A の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

の検査は、の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について第24条の2（事業者の点検能力の認定）第1項又は第24条の9（外国事業者の点検能力の認定等）第1項の認定を受けた者（「認定点検事業者」又は「認定外国点検事業者」）のことをいう。が総務省令で定めるところにより行った当該認定に係る点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 B を省略することができる。

の規定に違反して無線設備を運用した者は、 C に処する。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	当該検査	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
2 無線設備の設置場所	その一部	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
3 通信の相手方若しくは通信事項	当該検査	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4 通信の相手方若しくは通信事項	その一部	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金

A - 3 次の記述は、無線局（アマチュア局を除く。）の再免許の申請について、無線局免許手続規則（第17条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

再免許の申請は、免許の有効期間満了前 A において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が B である無線局については、その有効期間満了前 C に行なうことができる。

免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、の規定にかかわらず、 D 再免許の申請を行わなければならない。

A	B	C	D
1 2箇月以上4箇月を超えない期間	3年以内	1箇月まで	免許の日から10日以内に
2 2箇月以上4箇月を超えない期間	1年以内	2箇月まで	免許を受けた後直ちに
3 3箇月以上6箇月を超えない期間	3年以内	2箇月まで	免許の日から10日以内に
4 3箇月以上6箇月を超えない期間	1年以内	1箇月まで	免許を受けた後直ちに

A - 4 次に掲げる計器のうち、電波法第32条（計器及び予備品の備付け）の規定により船舶局の送信設備（26.175MHzを超える周波数の電波を使用するもの、空中線電力10ワット以下のものその他総務大臣が別に告示するものを除く。）に備え付けなければならないものに該当しないものはどれか、電波法施行規則（第30条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 蓄電池の充放電電流計
- 2 空中線電流計
- 3 回路試験器
- 4 電波の発射を表示する指示器
- 5 スペクトル分析器

A - 5 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について、無線設備規則（第15条）の規定に沿って述べたものである。
□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り □A □ によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、実際上起こり得る □B □ によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

- | A | B |
|----------------|----------------|
| 1 電源電圧又は負荷の変化 | 振動又は衝撃 |
| 2 電源電圧又は負荷の変化 | 外囲の温度若しくは湿度の変化 |
| 3 振動又は衝撃 | 外囲の温度若しくは湿度の変化 |
| 4 外囲の温度又は湿度の変化 | 振動又は衝撃 |
| 5 外囲の温度又は湿度の変化 | 電源電圧又は負荷の変化 |

A - 6 主任無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第39条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 主任無線従事者は、電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより、無線局（アマチュア無線局を除く。）の無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者であって、総務省令で定める事由に該当しないものでなければならない。
- 2 無線局（アマチュア無線局及び総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、その選任の届出をした主任無線従事者に総務省令で定める期間ごとに、無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- 3 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者以外の者は、主任無線従事者の監督を受けることにより、モ - ルス符号を送り、又は受ける無線電信の操作を行うことができる。
- 4 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人からその選任の届出がされた主任無線従事者は、無線設備の操作の監督に関し総務省令で定める職務を誠実に行わなければならない。
- 5 無線局（アマチュア無線局を除く。）の免許人は、主任無線従事者を選任又は解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

A - 7 次の記述のうち、無線従事者がその免許証を返納しなければならない場合はどれか。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし正しいものを下の番号から選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線設備の操作を引き続き5年以上行わなかったとき。
- 2 免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したとき。
- 3 総合、海上、航空、陸上及びアマチュアの無線従事者の資格の区分において、下位の資格を有する無線従事者が上位の資格を取得したことにより、当該下位の資格の免許証を必要としなくなったとき。
- 4 日本の国籍を有しない人となったとき。
- 5 総務大臣から3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止されたとき。

A - 8 次の記述は、混信等の防止について、電波法（第56条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局は、□A □ 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものに□B □ 混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、□C □ については、この限りでない。

- | A | B | C |
|---------|--------------|----------------------|
| 1 気象業務 | その機能に障害を与える | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |
| 2 気象業務 | その運用を阻害するような | 遭難通信 |
| 3 他の無線局 | その機能に障害を与える | 遭難通信 |
| 4 他の無線局 | その運用を阻害するような | 遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信 |

A - 9 次の記述は、遭難自動通報設備の機能試験について、無線局運用規則（第8条の2）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

遭難自動通報局においては、□Aごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。

の規定は、遭難自動通報局以外の無線局の遭難自動通報設備について準用する。

遭難自動通報設備を備える無線局の免許人は、の規定により当該設備の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、□B、これを保存しなければならない。

A	B
1 1年以内の期間	当該試験をした日から2年間
2 1年以内の期間	当該無線局の免許の有効期間満了の日まで
3 6箇月	当該無線局の免許の有効期間満了の日まで
4 6箇月	当該試験をした日から2年間

A - 10 次の記述のうち、無線通信の原則として無線局運用規則（第10条）に規定されていないものを下の番号から選べ。

- 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に行わなければならない。

A - 11 無線電話による通信（以下「無線電話通信」という。）の業務用語に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第14条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 無線電話通信の業務用語には、無線局運用規則別表第4号（無線電話通信の略語）に定める略語を使用するものとする。
- 無線電話通信においては、無線局運用規則別表第4号（無線電話通信の略語）に定める略語と同意義の他の語辞を使用してはならない。ただし、同規則別表第2号（無線電信通信の略符号）に定める略符号のうち「Q R T」、「Q U M」、「Q U Z」、「D D D」、「S O S」、「T T T」及び「X X X」の使用を妨げない。
- 海上移動業務又は航空移動業務の無線電話通信において固有の名称、略符号、数字、つづりの複雑な語辞等を一字ずつ区切って送信する場合及び航空移動業務の航空交通管制に関する無線電話通信において数字を送信する場合は、無線局運用規則別表第5号（通話表）に定める通話表を使用しなければならない。
- 海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線電話による国際通信においては、なるべく国際海事機関が定める標準海事航海用語を使用するものとする。
- 航空移動業務及び航空移動衛星業務の無線電話による国際通信においては、なるべく国際民間航空機関が定める略語及び符号を使用するものとする。

A - 12 次の記述は、聴守義務及び聴守電波等について、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条、第43条、第44条及び第44条の2）の規定に基づいて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、その船舶が海上交通安全法（昭和47年法律第115号）第1条第2項の規定による同法を適用する海域（以下「特定海域」という。）及び港則法（昭和23年法律第174号）第3条第2項に規定する特定港の区域（以下「特定港の区域」という。）を航行中常時、156.65MHz □A 156.8MHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

F3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、によるほか、特定海域及び特定港の区域以外を航行中においても、できる限り常時、F3E電波 □B を聴守するものとする。

F3E電波156.8MHzの指定を受けている船舶局（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局を除く。）は、□C 常時、F3E電波156.8MHzをできる限り聴守するものとする。

A	B	C
1 及び	156.8MHz	その船舶の航行中
2 及び	156.65MHz	特定海域及び特定港の区域を航行中
3 又は	156.8MHz	特定海域及び特定港の区域を航行中
4 又は	156.65MHz	その船舶の航行中

A - 13 次の記述は、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信（遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除く。）における呼出し及び呼出しの反復について、無線局運用規則（第58条の4及び第58条の5）の規定に沿って述べたものである。
□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) 呼出しの種類
- (2) 相手局の識別表示
- (3) □ A
- (4) 自局の識別信号
- (5) □ B
- (6) 通報の周波数等（必要がある場合に限る。）
- (7) 終了信号

海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。

船舶局における呼出しは、□ C 以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□ D の間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

A	B	C	D
1 通報の型式	通報の種類	10分間	15分間
2 通報の型式	通報の種類	5分間	20分間
3 通報の種類	通報の型式	5分間	15分間
4 通報の種類	通報の型式	10分間	20分間

A - 14 次に掲げるもののうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなくとも行うことができるものはどれか、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 遭難呼出し又は遭難通報の送信
- 2 安全通報の告知の送信又は安全呼出し
- 3 G1B電波406.025MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備であって、A3X電波121.5MHzにより送信する遭難自動通報設備の通報の送信
- 4 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 5 遭難警報又は遭難警報の中継の送信

A - 15 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について、電波法（第66条から第68条まで）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、□ A 、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に關し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条（目的外使用の禁止等）第1号（遭難通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある□ B を直ちに中止しなければならない。

海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は第52条第2号（緊急通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が□ C を確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

海岸局等は、□ D 安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は第52条第3号（安全通信の定義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□ C を確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A	B	C	D
1 現に通信中の場合を除いて	無線機器の試験又は調整	自局に關係のないこと	他の通信に優先して
2 現に通信中の場合を除いて	電波の発射	遠方で行われていること	速やかに、かつ、確實に
3 他の一切の無線通信に優先して	無線機器の試験又は調整	遠方で行われていること	他の通信に優先して
4 他の一切の無線通信に優先して	電波の発射	自局に關係のないこと	速やかに、かつ、確實に

A - 16 次の記述は、無線電話通信における遭難通報に対する応答について、無線局運用規則（第82条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

海岸局又は船舶局は、遭難通報を受信した場合において、これに応答するときは、次の事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) □ A | 1回 |
| (2) 遭難通報を送信した無線局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (3) こちらは | 1回 |
| (4) 自局の呼出符号又は呼出名称 | 3回 |
| (5) 「了解」又は「OK」 | 1回 |
| (6) 「メーデー」又は「遭難」 | 1回 |

により応答した船舶局は、その船舶の□ B の指示を受け、できる限り速やかに、次の事項を順次送信しなければならない。

- | |
|---|
| (1) 自局の名称 |
| (2) 自局の位置（原則として□ C をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□ D で示す距離によって表すことができる。） |
| (3) 遭難している船舶又は航空機に向かって進航する速度及びこれに到着するまでに要する概略の時間 |
| (4) その他救助に必要な事項 |

及び の事項を送信しようとするときは、遭難している船舶又は航空機の救助について自局よりも一層便利な位置にある他の無線局の送信を妨げないことを確かめなければならない。

A	B	C	D
1 「メーデー」又は「遭難」	責任者	経度及び緯度	海里
2 「メーデー」又は「遭難」	遭難通信責任者	海域	キロメートル
3 警急信号	責任者	海域	海里
4 警急信号	遭難通信責任者	経度及び緯度	キロメートル

A - 17 次に掲げるもののうち、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則（第S15条）の規定により、すべての局に禁止されている伝送（同規則第S19条に定めるものを除く。）に該当しないものを下の番号から選べ。

- 1 不要な伝送
- 2 無線通信以外に伝送手段のある伝送
- 3 虚偽の又は紛らわしい信号の伝送
- 4 識別表示のない伝送
- 5 過剰な信号の伝送

A - 18 次の記述は、非常の場合の無線通信について、電波法（第74条及び第74条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が□ A 場合においては、人命の救助、災害の救援、□ B 又は秩序の維持のために必要な通信を無線局に行わせることができる。

総務大臣は、□ C に規定する通信の円滑な実施を確保するため必要な体制を整備するため、非常の場合における通信計画の作成、通信訓練の実施その他の必要な措置を講じておかなければならない。

総務大臣は、□ D に規定する措置を講じようとするときは、□ C の協力を求めることができる。

A	B	C
1 発生するおそれがある	情報の収集	免許人
2 発生するおそれがある	交通通信の確保	無線従事者
3 発生し、又は発生するおそれがある	情報の収集	無線従事者
4 発生し、又は発生するおそれがある	交通通信の確保	免許人

A - 19 次の記述は、電波の発射の停止について、電波法（第72条及び第110条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、無線局の発射する A が第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して B 電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、の命令を受けた無線局からその発射する A が第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に電波を試験的に発射させなければならない。

総務大臣は、の規定により発射する A が第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに C しなければならない。

の電波の発射を停止された無線局を運用した者は、D に処する。

	A	B	C	D
1	電波の強度	臨時に	その旨を通知	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2	電波の強度	3箇月以内の期間を定めて	の停止を解除	50万円以下の罰金
3	電波の質	臨時に	の停止を解除	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
4	電波の質	3箇月以内の期間を定めて	その旨を通知	50万円以下の罰金

A - 20 時計及び業務書類の備付けに関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類については、同一の免許人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、同一の免許人に属する一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、備付けを省略することができる。
- 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計、無線検査簿、無線業務日誌又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類）に規定する書類であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、いずれかの無線局に備え付けたものを共用することができる。

B - 1 次の記述は、無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものであるが、無線局運用規則（第26条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しであることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。

B - 2 遭難呼出し又は遭難通報を受信した船舶局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第81条の7）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で聽守を行わなければならない。
- イ 遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない。
- ウ 遭難通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- エ 遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、遭難通報を送信しなければならない。
- オ 遭難呼出し又は遭難通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶を運行する者に報告し、その者の指示を受けなければならない。

B - 3 次の記述は、航空機局の運用について、電波法（第70条の2）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

航空機局の運用は、その航空機の **ア** に限る。ただし、**イ** のみを運用するとき、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信、その他総務省令で定める通信を行うとき及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

航空局（航空機局と通信を行うため **ウ** に開設する無線局をいう。以下同じ。）又は海岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している航空機局に対して、その妨害を除去するために **エ** ことができる。

航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは **オ** 又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

- | | | | |
|------------------|-------------------|------|-------|
| 1 航行中及び航行の準備中 | 2 運用の停止を命ずる | 3 陸上 | 4 航行中 |
| 5 受信装置 | 6 無線電話の送信装置及び受信装置 | 7 時刻 | 8 空港内 |
| 9 必要な措置をとることを求める | 10 通信方法 | | |

B - 4 次の記述は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約附属書（第 章第16規則）に規定する無線通信要員の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

船舶は、主管庁が認めるところにより、**ア** に関する無線通信について **イ** を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、無線通信規則に定める **ウ** を有し、場合に応じ、そのうちの一人は、**エ**、無線通信について **オ** を有する者として指名される。

- | | | | | |
|----------|---------|----------|-------------|----------|
| 1 資格 | 2 船舶の航行 | 3 第一の責任 | 4 知識及び技能 | 5 証明書 |
| 6 遭難及び安全 | 7 遭難した際 | 8 船舶の航行中 | 9 無線通信業務の経験 | 10 絶対の権限 |

B - 5 次に掲げるもののうち、電波法施行規則（40条）の規定により義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア** 1日の延べ通信時間又は通信回数
イ 電波法第65条（聴守義務）に規定する聴守義務時間中における聴守の概要
ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現われた特異現象の詳細
エ 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
オ 通信の開始及び終了の時刻、相手局の識別信号、使用電波の型式及び周波数等（遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものを除く。）